

# 参 考 资 料



# 群馬県障害者自立支援協議会の活動状況

- ◎群馬県障害者自立支援協議会では、病院からの退院促進や相談支援体制の充実などテーマに応じて「サブ協議会」や「アドバイザー会議」を立ち上げている。
- ◎また、市町村協議会との「打ち合わせ会議」で課題を整理し、全県的な検討が必要なものについて、県障害者自立支援協議会（全体会議）で検討している。

平成31年3月31日現在

## 【今年度の主な活動状況】

平成30年 4月24日 アドバイザー会議【相談人材育成支援①】

### 【概要】

- ・平成30年度相談支援従事者研修の担当について
- ・市町村審査会委員研修について
- ・障害支援区分認定調査員研修について
- ・第1回相談支援従事者初任者研修について
- ・相談支援従事者研修におけるファシリテーターの選定について
- ・群馬県相談支援従事者専門コース別研修（第1回ファシリテーター研修）について
- ・相談支援従事者指導者養成研修の出席者について

平成30年 4月27日 アドバイザー会議【市町村協議会支援①】

### 【概要】

- ・地区担当区域及び役割の確認
- ・今年度の取組方針及び年間スケジュールの確認

平成30年 6月 1日 アドバイザー会議【相談人材育成支援②】

### 【概要】

- ・市町村審査会委員研修について
- ・第1回相談支援従事者初任者研修について
- ・相談支援従事者指導者養成研修について
- ・GSV研修について
- ・相談支援従事者現任研修について
- ・委託事業者と県の役割分担について

平成30年 6月 1日 サブ協議会【施設等人材育成充実①】

【概要】

- ・サービス管理責任者等研修の研修体系について
- ・サービス管理責任者等指導者養成研修について
- ・サービス管理責任者等現任研修について

平成30年 8月 1日 アドバイザー会議【相談人材育成支援③】

【概要】

- ・研修スケジュールの変更について
- ・障害支援区分認定調査員研修について
- ・第1回ファシリテーション研修について
- ・第1回相談支援従事者初任者研修について
- ・相談支援従事者指導者養成研修について
- ・相談支援従事者現任研修について
- ・第1回フォローアップ研修について
- ・第2回、第3回ファシリテーション研修について
- ・第2回相談支援従事者初任者研修の日程について

平成30年 8月 2日 第1回群馬県障害者自立支援協議会（打ち合わせ会議）

【概要】

- ・群馬県障害者自立支援協議会について
- ・市町村障害者自立支援協議会の活動状況について
- ・市町村障害者自立支援協議会からの課題等について
- ・地域生活支援拠点等整備に係る県への支援策の要望等について
- ・新サービス等に係る相談状況について
- ・平成31年度以降の相談支援従事者等研修について

平成30年 8月30日 アドバイザー会議【市町村協議会支援②】

【概要】

- ・地域生活支援拠点等整備（設置）に向けた取組状況及び進捗状況等の確認について
- ・「市町村協議会ステップアップ指標」について

平成30年 9月 5日 第1回群馬県障害者自立支援協議会（全体会議）

【概要】

- ・群馬県障害者自立支援協議会について
- ・市町村協議会からの課題等について
- ・第4期障害福祉計画の進捗状況について

平成30年 9月18日 アドバイザー会議【相談人材育成支援④】

【概要】

- ・第1回初任者研修演習講師アンケート結果について
- ・相談支援従事者現任研修について
- ・スキルアップ研修について
- ・第2回相談支援従事者初任者研修について
- ・平成31年度相談支援従事者初任者研修について

平成30年10月18日 サブ協議会【退院促進支援部会①】

【概要】

- ・平成29年度精神障害者地域移行支援事業の実績報告
- ・平成30年度精神障害者地域移行支援事業の進捗状況報告
- ・第4期群馬県障害福祉計画の到達状況
- ・第5期群馬県障害福祉計画の策定
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

平成30年10月30日 アドバイザー会議【相談人材育成支援⑤】

【概要】

- ・第1回フォローアップ研修の修了者について
- ・第2回相談支援従事者初任者研修の実施体制の変更点について
- ・主任相談支援専門員養成研修の派遣者について
- ・新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修モデル研修の派遣者について
- ・平成31年度の相談支援従事者研修について

平成30年12月21日 アドバイザー会議【相談人材育成支援⑥】

【概要】

- ・主任相談支援専門員養成研修について
- ・スキルアップ研修について
- ・人材育成ビジョンについて
- ・平成31年度相談支援従事者研修のスケジュールについて

平成31年 1月16日 (拡大) アドバイザー会議【市町村協議会支援③】

【概要】

市町村協議会事務局及び委託相談支援事業所職員を対象とした会議

- ・地域生活支援拠点を既に整備し、実施している栃木市の取り組みについての説明(栃木市役所町田係長)。
- ・前橋市及び玉村町における取組状況の報告
- ・意見交換

平成31年 2月25日 第2回群馬県障害者自立支援協議会(打ち合わせ会議)

【概要】

- ・地域生活支援拠点等の整備促進について
- ・平成31年度障害政策課予算(案)について
- ・市町村障害者自立支援協議会からの課題等について
- ・第4期障害福祉計画の振り返りについて
- ・障害者の自動車税等の減免手続きの簡素化ワーキングについて
- ・平成31年度に向けた人材育成ビジョンの改定について

平成31年 2月27日 アドバイザー会議【相談人材育成支援⑦】

【概要】

- ・スキルアップ研修について
- ・フォローアップ研修について
- ・第1回初任者研修修了者の従事状況調査結果について
- ・第2回初任者研修講師アンケート結果について
- ・人材育成ビジョンについて
- ・平成31年度研修スケジュールについて
- ・平成31年度相談支援体制整備事業について

平成31年 3月 4日 アドバイザー会議【市町村協議会支援④】

【概要】

- ・地域生活支援拠点等整備(設置)の進捗状況について
- ・各市町村自立支援協議会支援の振り返り及び取組方針について
- ・平成31年度アドバイザー配置計画及び活動方針について

平成31年 3月 8日 第2回群馬県障害者自立支援協議会(全体会議)

【概要】

- ・平成31年度障害政策課の予算(案)について
- ・第4期障害福祉計画の振り返りについて
- ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗について

平成31年 3月12日 サブ協議会【施設等人材育成充実②】

【概要】

- ・サービス管理責任者等研修・現任研修の実施結果について
- ・来年度サービス管理責任者等基礎研修・更新研修について
- ・来年度サービス管理責任者等指導者養成研修について
- ・来年度のサブ協議会での検討内容について

平成31年 3月13日 アドバイザー会議【相談人材育成支援⑧】

【概要】

- ・平成31年度市町村審査会委員研修及び平成31年度認定調査員研修について
- ・平成31年度相談支援体制整備事業について
- ・平成31年度相談支援従事者等研修スケジュールについて
- ・平成30年度相談支援体制整備事業実績報告について

平成31年 3月18日 サブ協議会【退院促進支援部会②】

【概要】

- ・平成30年度精神障害者地域移行支援事業の進捗状況報告
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

# 群馬県障害者自立支援協議会設置要綱

## (名 称)

第1条 本会は、群馬県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）という。

## (目 的)

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、障害のある人が地域社会の中でより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に資するため、障害者等への支援体制の整備及び県全域の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

## (委 員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、20人以内の委員で構成する。

- (1) 相談支援事業、障害福祉サービス事業の従事者又は管理者
- (2) 保健・医療、福祉、雇用、教育等の関係者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市町村障害福祉担当の代表者
- (6) 関係行政機関の職員等

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長、副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

## (協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 各地域の相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策の助言等に関すること。
- (2) 地域における関係機関のネットワーク構築の支援に関すること。
- (3) 地域における障害者等への支援に関する課題の情報共有に関すること。
- (4) 地域生活を支援するためのサービスや施設、その他の社会資源の活用及び充実に関すること。
- (5) 相談支援従事者等の人材育成・研修のあり方に関すること。
- (6) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (7) 県障害福祉計画の作成及び具体化に関すること。
- (8) その他、協議会が必要と認めること。

## (会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

## (サブ協議会)

第7条 協議会は、第5条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討、並びに特定課題の解決に向けた協議を行うため、分野又は地域を定めてサブ協議会を置くことができる。

2 サブ協議会に関する事項は、別に定める。

## (事務局)

第8条 協議会の事務局は健康福祉部障害政策課に置く。

# 平成30年度群馬県障害者自立支援協議会活動イメージ

